

マネージメント・レター No.257
“新”小規模企業共済制度

新小規模企業共済制度が平成23年1月1日からスタートします。

この新制度では、一定の要件を満たす共同経営者の方は本制度に加入することができるようになります。改正内容は以下の通りです。

1. 加入対象者の拡大

個人事業主の「共同経営者」で一定の要件を満たす方は、本制度に加入することができます。

＜共同経営者の主な要件とは…＞

個人の経営に携わる方で、下記の要件を満たせば、個人事業主の配偶者や後継者、親族以外の方も加入することができます。ただし、加入できる共同経営者は一事業主につき2名までとなります。

- ①事業の経営において重要な意思決定をしていること・必要な資金を負担していること
- ②事業の執行に対する報酬を受けていること

共同経営者であることの確認方法は現在検討中とのことですが、妻や子などが「事業専従者控除」の適用を受けている場合にも加入することが可能のようです。

2. その他の改正

上記1以外にも以下のような改正が行われています。

①共済金（解約手当金）の請求事由の見直し

個人事業の法人成りが「共済金A」から「準共済金または解約手当金」になります。

②掛金納付月数の通算の対象拡大

配偶者または子への個人事業の「譲渡」の場合も掛金納付月数の通算が可能となります。

③事業承継貸付（仮称）が創設されます（平成23年春以降を予定）

加入手続きに関する関係書類や説明書類は、12月中に、全国の金融機関や商工会議所の窓口
に設置される予定です。

 今月のワンポイント 

大掃除はお済みですか？ 当事務所は12/1 師走に入ってからすぐに済ませました。最近、“断捨離”という言葉を目にすることがありますが、物を“捨てる”ことで心が軽くなる効果があるようです。しかし、会社の書類等は保存期間が決まっているものもありますので、勢い余って捨てすぎないように、ゆったり 時間の取れるときに大掃除して、来年に向かっての準備も整えていきましょう。